

愛川町地域公共交通計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、愛川町地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）が実施する「愛川町地域公共交通計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）の委託業者候補の選定について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和6年度愛川町地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

令和6年度愛川町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書のとおり

(3) 業務委託の期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

(4) 業務委託の金額（上限額）

10,791,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※計画策定期間は、令和6年度から令和7年度までの2か年に渡るが、契約は業務内容で区切るため単年度契約とする。令和7年度については、令和7年度予算が成立し、令和6年度の受託者の成果を踏まえ、予算の範囲内において令和6年度受託者との契約を締結する予定であるが、令和7年度の契約を保証するものではない。

3 参加資格要件

本業務に提案しようとする事業者は、次の資格（資格及び条件）をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 公告日現在、国、地方公共団体から指名停止期間中ではないこと。
- (4) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県暴力団排除条例」という。）第 2 3 条第 1 項に違反したと認められないこと。
- (6) 県暴力団排除条例第 2 3 条第 2 項に違反したと認められないこと。
- (7) 町暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (8) 「地域公共交通計画」の策定に伴う業務を地方自治体又は地域公共交通に関する協議会等から受託した実績があること。

4 プロポーザル実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領公表	5月 8日（水）～5月23日（木）
プロポーザル参加表明書提出期限	5月23日（木）午後5時
提案書提出者への選定・非選定通知	5月28日（火）
質問書の受付期間	6月 4日（火）午後5時
質問に対する回答	6月10日（月）午後1時
提案書等の提出期限	6月18日（火）午後5時
プレゼンテーションの実施	6月28日（金）予定
審査結果通知	7月上旬
契約の締結及び結果の公表	7月上旬

5 実施要領交付期間および交付方法

交付期間：令和 6 年 5 月 8 日（水）～令和 6 年 5 月 23 日（木）

交付方法：町ホームページにて交付

6 プロポーザル参加表明書の提出

- (1) プロポーザル参加表明書（様式 1）
- (2) 提案者の概要（会社概要）（様式 2）
- (3) 業務実績書（様式 3）

7 提案書の提出者に関する選定通知及び非選定通知

提出されたプロポーザル参加表明書の内容に基づき、提案書の提出者を選定し、その結果について通知する。

なお、プロポーザル参加表明書の提出者が多数の場合は、同種業務の実績等に基づき 3 社程度に絞り込む場合がある。

8 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和6年6月4日（火）午後5時まで

(2) 質問の受付

様式9に必要な事項を記入し、電子メールにて送付すること。電話、面談等による質問は受け付けない。

(3) 回答方法について

以下の回答予定日までに、町ホームページにて公表する。

質問の回答予定日 令和6年6月10日（月）午後1時

(4) 質問窓口

愛川町役場 総務部 政策秘書課（協議会事務局）

E-mail アドレス：seisaku@town.aikawa.kanagawa.jp

9 提案書等の提出

(1) 企画提案書

下記について記載し、企画提案書の表紙（正本：様式4、副本：様式5）を付けて綴じ込んで提出すること。なお、様式5については、社名及び社名が類推できる記述等（以下、「社名等」という。）を記載せず、協議会が指示する提案者番号を記載すること。

① 業務実施体制等（様式6）

- ・管理技術者、担当技術者の氏名、所属、役職、担当する分担業務を記入すること。
- ・管理技術者、担当技術者については、本業務に参加表明した企業に所属する者とし、管理技術者と担当技術者の兼務は認めない。

② 担当者の実績等（様式7）

- ・管理技術者、担当技術者についての経歴、実績等を記載すること。

③ 企画提案書（様式8）

- ・企画提案内容については、仕様書「2 業務内容」に記載の内容について、具体的な作業内容を明記すること。
- ・様式は自由とし、全体でA4判20ページ以内で作成すること。また、利用する文字のサイズは10pt以上とすること（図表に用いる文字サイズは、8pt以上としても良い）。
- ・写真、イラスト等の使用、フォントの種類等は問わないが、提案書はカラー印刷とし社名等は記載しないこと。

(2) 参考見積書（様式自由）

A4判にて作成し、協議会会長へ提出すること。

なお、別添の仕様書「2業務内容」の令和7年度予定業務を踏まえ、令和7年度分も参考として提出すること。

10 提案のプレゼンテーション

提案者は、企画提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

- ・開催日は、令和6年6月28日（金）を予定する。
- ・開催時間、場所、その他の詳細については、プロポーザル参加表明書等の確認後、通知する。
- ・提案書の説明15分、質疑応答10分とする。
- ・上記の時間とは別に、セッティング時間として5分程度の時間を設ける。
- ・プロジェクター及びスクリーンは協議会で用意する。（※使用は提案者の自由とする。）
- ・プロジェクター等を使用する場合、提案者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンとプレゼンテーション資料（パワーポイント等）を持参すること。
- ・プレゼンテーション資料（パワーポイント等）の事前の提出は求めない。
- ・プレゼンテーション資料（パワーポイント等）は、事前に提出された提案書に記載のない事項は評価の対象としない。
- ・プレゼンテーション資料（パワーポイント等）には、社名等を記載しないこと。
- ・追加の資料配布（紙媒体）は認めない。
- ・原則として、説明者は本業務を受託した際の配置予定の管理技術者又は担当技術者とする。
- ・出席者は説明者含め3名までとし、管理技術者は社会通念上やむを得ないと判断される場合を除き、必ず出席するものとする。

11 提案書の審査

(1) 審査方法

別途定める「愛川町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル評価基準」に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

- ・最高得点を獲得した提案者を、本業務の優先交渉権者とし、仕様書における業務内容等の委託契約の締結について交渉を行う。
- ・交渉の結果、合意に達しない場合は次点者と交渉を行う。
- ・審査の結果、最高得点を獲得した提案者が二者以上あった場合は、「企画提案の適切性」の得点が高い提案者を上位とする。
- ・上記によってもなお優先交渉権者を決定できない場合は、審査委員の合議により、上位となる提案を決定する。

- (3) 審査結果の通知
- ・審査結果はすべての提案者に書面で通知する。
 - ・結果の通知日から7日以内（閉庁日を除く）に、書面により事務担当に対して選定されなかった理由について説明を求めることができる。
 - ・審査結果通知発送予定：令和6年7月上旬
- (4) 審査結果の公表
- ・契約後、審査結果をホームページで公表する。
 - ・契約締結予定：令和6年7月上旬

12 提出期限と部数

持参又は郵送にて次のとおり提出すること。

(1) 提出部数及び期限 ※提出期限必着

- ・参加表明に必要な書類

【提出期限】令和6年5月23日（木）午後5時

【提出書類】 プロポーザル参加表明書（様式1）	1部
提案者の概要（会社概要）（様式2）	1部
業務実績書（様式3）	1部

- ・提案審査に必要な書類

【提出期限】令和6年6月18日（火）午後5時

【提出書類】 企画提案書<<正本>>（様式4，6，7，8）	1部
企画提案書<<副本>>（様式5，6，7，8）	6部
参考見積書（様式自由）	1部

(2) 提出先

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
愛川町役場 総務部 政策秘書課（協議会事務局）

13 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- ・提案者が2つ以上の提案書を提出したとき。
- ・提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- ・提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき。
- ・提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ・上記で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

14 提案の辞退

参加表明後に提案書の提出を行わないことを決定した場合、辞退届（様式自由）を早急に提出すること。なお、参加表明後10日を過ぎた場合は、原則辞退は認めないものとする。また、辞退したことによる今後の入札参加等への不利益は発生しないものとする。

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用については、各提案者の負担とする。
- (2) 契約者以外の提案書は返却せず、協議会が破棄する。
- (3) この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。